

# 事業経過報告

(令和2年7月1日から令和3年6月30日まで)

## 総括

コロナ禍による行動の制限もやむを得ない環境の下、社員各位には感染防止対策を取りながら、法定事業、関連事業、自主事業に積極的に取り組んでいただきました。

また、栗東市下戸山地区での法第14条第1項地図作成作業では、総括班長はじめ担当社員各位のご尽力により、筆界未定地0件という好成績を残していただき、大津地方法務局長からも感謝の言葉を頂戴しました。

一方、協会行事は令和元年度と同様に中止や縮小開催が相次ぎ、事務手続き等でご不便をおかけしている事をお詫び申し上げます。

事業収入は、前年度対比90パーセントという結果ではありましたが、総受託件数は前年度対比101パーセントと増加しており、発注官公署には厳しい財政事情の中でも、公益社団法人として信頼いただける業務成果をお渡しすることができたものと考え、社員各位に御礼を申し上げます。

その他詳細は、各部報告によります。

## 総務経理関係

### (1) 総務部事業報告

本協会の事業計画基本方針を達成するために、法人法、認定法及び当協会の定款・規則・規程に則って以下の事業を実施することにより、広く社会から信頼される法人として適正な運営を行うことを年度当初の計画に掲げました。

以下各事業についての報告です。

#### ①役員、社員及び職員の研修会の開催と、内容の充実を図る。

業務研修会は、昨年引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から集合形式での開催を断念し研修資料の配布による代替措置をとりました。

役員に向けては、理事会において全公連、近公連の研修参加報告を逐次行って情報共有と役員の資質向上を図り、事務局職員とも情報交換を密にするよう心がけました。

#### ②定款・各種規則・規程を常時確認し、法律等の改正との整合性を図る。

就業規程、給与規程、会計処理基準、職員の退職金の掛金及び支給に関する基準の改正を行いました。

#### ③本協会の監督官庁である滋賀県の公益認定相談窓口より運営等において相談、指導を仰ぐ。

運営上の疑問点については都度同窓口にご相談し、公益法人として適切な運営に努めました。

#### ④各種備付書類及び帳簿関係の整理を行い、事務の効率化を図る。

定款の規定により公開を要する書面関係については事務局に掲示し、その他の書類関係については事務局担当者において直ちに確認できるように常に整理しました。

#### ⑤ホームページの効率的な利活用を検討する。

主に対外向けには「新着情報とお知らせ」、社員向けには「予定・動向」の内容を更新、発

信しました。社員専用メニュー「サンプルファイル」の整理を行いました。

⑥社員からの各種報告事項の徹底を行い、協会としての対処の迅速化を図る。

業務処理規則第12条に基づく報告書及び保険加入の写しの提出の徹底を行いました。

⑦委員会制度の充実を図り、各社員の組織への帰属意識向上と組織としての更なる効率的かつ迅速、適正な活動を目指す。

例年は自主事業に関する委員会を設置していますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で自主事業に関する委員会の設置は見合わせました。

⑧県内最大の土地家屋調査士の専門家集団としての災害時緊急支援体制の確立を行うとともに、防災、減災に向けた研究・提案を行う。

現在進行形で流行している新型コロナウイルス感染症を災害としてとらえ、部会・会議をWeb会議等で行う他、事務局でも感染予防対策に努めました。

⑨滋賀県土地家屋調査士会・滋賀県土地家屋調査士政治連盟との意見交換会を実施する。

政治連盟から県議団への要望提出に係る協会の意見要請があり対応しました。

⑩全公連・近公連会議への参加を行い、事業活動のための情報収集を行う。

全公連・近公連が招集するすべての会議に参加し情報を収集しました。

⑪顧問弁護士と協会運営における各種法律解釈等の相談を行う。

法的解釈を要する事案については顧問弁護士に相談の上対処しました。

⑫マイナンバー等の個人情報の適正な管理

マイナンバー等の個人情報については、保管場所を特定し適正な管理に努めました。

⑬Web会議等を利用した、非常時における適切な情報伝達や効率的な意見交換の環境整備に努める。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、部会・会議の一部をWeb会議で行いました。

⑭「働き方改革」を実践するための課題について検討する。

職員が働きやすい環境を整えるために、就業規程等の見直しを行いました。

⑮上記①から⑭に掲げる事業に対する定期的検証及び理事会での報告の徹底を図る。

理事会ごとに各部長および各担当者からの報告を実施して事業の進捗状況の把握を行いました。

## (2) 経理部事業報告

公益法人会計基準を遵守し、円滑な事業活動が実施できるよう適正なる会計処理を行うために以下の事業を実施することを年度当初の計画に掲げました。

以下各事業についての報告です。

①適正な予算執行と資金繰り状況の把握を行い、事業推進の円滑な実施を図る。

本協会の事業計画に則った予算執行を常に意識して事業が円滑に実施されるように努めました。また、各会計の残高と予算執行状況、経常経費等を注視し、資金繰り状況の把握に努めました。

②公益法人としての活動を実施するための各部からの意見を収集し、事業支出での適正なる対応を行う。

自主事業の進捗率を注視し、各部担当部長から意見を収集して適正に事業支出することにより、計

画的かつ速やかに事業が完了できるよう努めました。

③公益事業会計において、収支相償を常に意識した会計処理を図る。

公益法人会計基準における大原則である公益事業会計の収支相償を達成できるように常に収入と支出との関係を注視するよう努めました。

④公益事業会計及び法人会計のより適切な配賦基準を検討する。

各会計間の配賦基準が適切であるか検討しました。

⑤顧問税理士と協議を行い適正なる会計処理を図る。

決算や中間決算の前には顧問税理士に確認を求め、会計基準に則った適正な会計処理ができるよう努めました。また、疑問点があった場合などに顧問税理士と相談を行い、適正な会計処理ができるよう指導・助言を受けました。

⑥インターネットバンキングの利用により入出金、残高のチェックを行い、事務局にて適正な会計処理が行われるよう監督を行う。

インターネットバンキングにて通帳残高及び入出金をチェックして事務局にて適正な会計処理が行われるよう監督に努めました。

⑦上記①から⑥に掲げる事業に対する定期的検証及び理事会での報告の徹底を図る。

年度当初より新型コロナウイルスの影響で先の読めない状況がありましたが、各事業に対して定期的に検証し、本協会の会計基準や規程に則った適正な会計処理に努め、理事会等で報告を行いました。

## 業務事業推進関係

### (1) 業務部事業報告

本協会の基本方針に則り、不特定多数の国民に不動産における権利の明確化に寄与することを目的として以下の事業を実施しました。

① 業務担当社員に各種報告事項の提出を徹底する。

公益法人として把握しておくべき情報を収集する機能が着手届にあることの周知を徹底致しました。着手届の機能として、官庁からの業務発注や相談があった際には業務担当社員を把握する為に使用すること、業務が完了した際に提出する完了届には、自主事業①の境界標識及び自主事業②の引照点を設置した個数を把握する為に使用することの説明を致しました。

②報酬額の適正な運用の徹底及び業務担当者への助言・支援を行う。

公益法人として業務への関与を徹底するため、全ての業務につき業務承認を行いました。また、新型コロナウイルスの影響により今年度も集合形式での業務研修会が開催できませんでしたが、社員に事例から算定調書を作成して提出をいただき、あらためて注意していただきたい点を確認することができ、注意喚起をすることが出来ました。

③成果品のデータ収集を行い、協会におけるデータ管理の安全性を図る。

社員から提出された成果品の収集について、改善点を検討しながら、成果品の管理を行いました。また、利用環境の向上及び安全性の確保に努めました。

④関連事業における地図作成業務への支援体制を行い、地図整備事業への貢献を図る。

事業推進部と連携をし、支援規程に基づき作業班からの要望をスムーズに支援できました。

⑤自主事業を推進することにより、広く県民の不動産における権利の明確化を図る。

別記の自主事業につき、担当理事を選任し、事業を実施しました。

⑥オンライン申請の推進を行うことにより、法務行政への寄与を図る。

オンライン申請、さらには調査士報告方式を嘱託登記業務に利用して頂きやすくするため、協会が電子署名を取得しました。協会が発行する委任状について社員説明会で説明をしてオンライン申請の利用促進をしました。

⑦上記①から⑥に掲げる事業に対する定期的検証及び理事会での報告の徹底を図る。

各項目に関し、定期的に検証を行い、理事会へ報告を行いました。

## (2) 事業推進部事業報告

本協会の基本方針に則り、事業の推進を行うため業務部と連携して以下の事業を実施しました。

### ①委託契約に関する事項

- ・大規模事業への参画

法第14条第1項地図作成作業に係る作業班消耗品と地図作成支援プログラムの導入に対する援助を行いました。

積極的に入札に参加しました。(法務省、国土交通省)

- ・契約先関係各課へのさらなる制度の啓発

年始、年度当初に役員による挨拶回り及び、業務啓発を行ないました。

官民境界確定補助業務について官公署からの相談に対応し、啓発を行いました。

- ・未契約市町への継続的提案

支所長による情報収集や本協会のパンフレットの作成及び配布を行ないました。

### ②研修会・講演会及び社員教育に関する事項

- ・報酬額運用の研究

業務部と連携して研修会で使用する例題を検討しました。

- ・成果品管理の研究

全公連、近公連での情報収集を行い検討しました。

- ・外部研修への講師派遣

1 令和2年度滋賀県土木技術職員研修への講師依頼があり、以下のとおり対応しました。

日 程 令和2年8月4日(木)

講義名 不動産登記事務について

講 師 井上豊仁

2 滋賀県湖北森林整備事務所および滋賀県林業グループ連絡協議会湖北支部から、森林境界明確化に係る研修の講師依頼があり、以下のとおり対応しました。

日 時 令和3年3月2日(火)

講義名 「森づくり実践講座～森林境界確認のための古図活用について」

場 所 米原市夫馬「きゃんせの森・フォレストホール」

講 師 中野正章

### ③協会外部との協議会、研修会に関する事項

関係団体主催の研修会等への参加

- ・ 70周年記念シンポジウム（令和2年10月26日・オンラインにて参加）
- ・ 全公連令和2年度研修会（令和2年10月27日・オンラインにて参加）  
「地図（法14条地図作成業務）管理システムの運用とその活用について」  
講 師 オプトシステム株式会社担当社員
- ・ 全公連令和3年度第1回研修会（令和3年6月2日・オンラインにて参加）  
全公連事業推進部企画による報告会
  - 1 全公連の歩み
  - 2 北海道ブロックからの報告
  - 3 兵庫協会からの報告
  - 4 福井協会からの報告
- ・ 大阪協会講演会（令和3年6月16日・オンラインにて開催）  
「多発する自然災害への備え」  
講 師 三井住友海上火災保険株式会社  
リスクマネジメント及び支払い部門担当社員  
「相続法の大改正で、何が変わった？」  
講 師 経済ジャーナリスト・阪南大学常任理事 堀 浩司氏

④広報に関する事項

- ・ 各種自主事業成果の公開  
各種自主事業成果の公開及び公開に向けた検討を行ないました。
- ・ 調査士会主催の研修会への協賛  
令和2年度に協賛対象となる調査士会事業がありませんでした。
- ⑤上記①から④に掲げる事業を部会において定期的に検証を行ない、理事会で報告しました。

別 記

(ア) 自主事業①（境界標設置事業）

◎具体的事業の内容

完了報告書において報告を受けた境界標設置個数データの整理。事業報告として以下の表にまとめました。

◎期間・条件

令和2年7月1日から令和3年6月30日までに完了報告かつ成果品でありチェック済のもの  
報告個数内訳表（支所別） ※ 括弧書きは昨年度

支所	個数	支所	個数
大 津	126個 (370個)	高 島	78個 (60個)
草 津	44個 (131個)	守 山	31個 (75個)
甲 賀	203個 (69個)	東近江	263個 (178個)

彦 根	1 9 3 個 ( 1 9 7 個)	長 浜	5 8 個 ( 3 4 個)
合計 (個数) 9 9 6 個 ( 1 1 1 4 個)			

報告件数内訳表 (支所別) ※ 括弧書きは昨年度

支所	件数	支所	件数
大 津	1 0 件 ( 1 8 件)	高 島	1 件 ( 3 件)
草 津	6 件 ( 9 件)	守 山	2 件 ( 7 件)
甲 賀	8 件 ( 7 件)	東近江	1 7 件 ( 1 3 件)
彦 根	1 8 件 ( 1 3 件)	長 浜	5 件 ( 3 件)
合計 (件数) 6 7 件 ( 7 3 件)			

◎事業に対する検証

本年度の設置枚数は前年度に比べ118枚減少し、件数は6件と微減でした。2年連続の減少となったため昨年度も測量からの業務発注が少なくなったのではないかと推測いたします。

◎令和2年度実施による反省点や次年度活動への提案等

年々、TKファイルの数量記入の正確さや、成果品の完成度が高く感じられ、研修会等での説明が浸透してきたように思います。今年度についてもプレート配布について新型コロナウイルスの影響で業務研修会・支所会議等社員が集まる機会がなくなったことで、昨年度と同様に郵送での配布を行いますが、設置枚数の多い社員への配布を郵送で良いのか等の方法についての検討を行ってまいりたい。

(イ) 自主事業② (引照点等の標識設置事業)

◎具体的事業の内容

社員からの報告によるアルミベースクリアー設置個数データの整理。事業報告として以下の表にまとめました。

◎期間・条件

令和2年7月1日から令和3年6月30日までに完了報告かつ成果品でありチェック済のもの

報告個数内訳表 (支所別) ※ 括弧書きは昨年度

支所	個数	支所	個数
大 津	1 9 個 ( 5 3 個)	高 島	1 個 ( 8 個)
草 津	0 個 ( 0 個)	守 山	2 個 ( 1 1 個)
甲 賀	1 個 ( 6 個)	東近江	1 個 ( 7 個)
彦 根	3 個 ( 0 個)	長 浜	5 個 ( 6 個)
合計 (個数) 3 2 個 ( 9 1 個)			

◎事業に対する検証

本年度の設置個数は32個でした。昨年度の設置個数も表示しておりますが、今年度は大幅に減少しました。

◎令和2年度実施による反省点や次年度活動への提案等

本年度設置個数は32個で、新型コロナウイルスの影響の有無からか、昨年度の91個と比べ大幅に減少しました。次年度は各社員が常に数個のベースクリアーを保管し、現場作業に携行して、基準点・引照点の設置時に使用していただければと考えています。測量を伴う業務発注を受けた際に、引照点・器械点のどちらかで設置をしていただきたいと思います。設置された際には、協会ホームページの社員専用サンプルファイル（ベースクリアー仕様書）を確認し、設置報告書の点名と図面上の点名を同一のものにしてください。

(ウ) 自主事業③（街区基準点亡失調査事業）

◎具体的事業の内容

街区基準点亡失調査・データの整理・亡失調査終了後の基準点に関する継続的事業計画等。

◎実施区域

① 近江八幡エリア

調査計画点数 524点

実施点数 524点

前回調査からの新たな亡失点 48点（亡失率約9%）

② 大津市南郷エリア

調査計画点数 380点

実施点数 380点

前回調査からの新たな亡失点 55点（亡失率約14%）

<合計>

前調査対象 904点

内亡失報告 103点（亡失率約11%）

◎事業に対する検証

前回調査（平成24年度～平成26年度）で正常であった点のみを再調査致しました。調査方法、費用の面の検討をし、事業予算に応じた点数を調査する為の場所選定を致しました。

◎令和2年度実施による反省点や次年度活動への提案等

今年度も積極的に参加希望する社員が多く、人員の確保に余裕がありました。令和2年度より協会からの業務発注として亡失調査に参加して頂くことの検討を行っております。

今年度も上記方法にて調査対象区域の検討を行います。また、経年や道路工事等による亡失点を集計することにより、街区点を管理している市に対して、これ以上街区点が亡失することを防ぐため、対策をするための基礎資料として活用して頂くことを目的としています。最後に、以前協会ホームページへ亡失調査の結果を反映したサイトをグーグルフェュージョンを利用して公開していましたが、グーグルフェュージョン配信停止に伴い亡失調査を反映したページの閉鎖を余儀なくされ

ました。しかし、新たにサイトを作成することができ、再度一般の方への公開をすることができました。

#### (エ) 自主事業④（地図作成地域の公開事業）

##### ◎具体的事業の内容

収集した地図に地図作成地域を記入し公開。

##### ◎実施区域

今年度は実施区域なし。

##### ◎事業に対する検証

委員会設置のため、社員募集を行った後に新型コロナウイルスの影響により三密を避けるという観点から会議等を行わない方が良いとの判断をし、自4事業について昨年度と同様に作業を見送った。

##### ◎令和2年度実施による反省点や次年度活動への提案等

<次年度計画>

※ 新型コロナウイルスの感染懸念が小さくなり次第、昨年度の作業予定を実施。

1. 調査未了の土地改良区域での14条地図判定収集データの整理
2. ホームページで土地改良区域での14条地図作成地域の公開を随時おこないます。

今後、官庁の地籍調査事業（各市町）及び法14条地図作成事業（法務省）地域を選定する資料として利活用できるように公開地域の拡大を図る。

##### ◎令和3年度タイムスケジュール

7月～12月 収集データの検証及び公開システムの検討及び研究

12月～6月 法14条実施地域および地籍調査実施地域、土地改良事業実施区域における法14条地図の地域をグーグルマップで公開作業を行う。

#### (オ) 自主事業⑤（境界や公共嘱託登記に関する知識の普及啓発事業）

##### ◎「第12回土地月間県民フォーラム」の開催

毎年継続的に行っておりました土地月間県民フォーラムは新型コロナウイルスの影響により滋賀県県民活動生活課、（公社）不動産鑑定士協会と協議の結果、滋賀県感染防止対策基準にのっとり本年度は中止となりました。

##### ◎無料相談会の実施

毎週木曜日、協会事務局にて官公署の嘱託事件を対象とした無料相談会を実施し、理事が交代で対応しました。ただし令和2年7月から10月末までは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から理事の出務を自粛し、必要な際は理事長、副理事長が対応する事としました。一方、社員には日々の業務で訪れる官公署において、職員からの相談には無料相談の一環として、真摯に対応していただきました。

##### ◎講師派遣

事業推進部報告を参照してください。

#### (カ) 自主事業⑥（自然災害等の被災地方自治体に対する支援活動）



新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から密な会議は極力行わないということで、担当者が一堂に会する会合は実施しませんでした。

災害時にWEB会議システムの利用することができれば、安全なところに身を置いて会議を行うことができ、素早い対応が可能になります。まずは、WEB会議になれることが大事であると考えます。今年度は、理事会、部会の多くをWEB会議で実施してきましたので、役員にとっては、WEB会議は身近なものとなり、災害時、協議することについての人の問題はクリアできました。しかし、システムの稼働等についての問題点は山積しており、研究を続けています。

#### (キ) 自主事業⑦(防災事業)

「地図整備事業の推進」や「狭あい道路解消」が防災、減災には大変重要な事業であることを自治体や、一般の市民に理解していただくことが大切であると考えています。

当協会ではパンフレットを作成し、例年「土地月間県民フォーラム」等の協会が関わる事業において、県民や、自治体職員等にパンフレットを配布してきましたが、新型コロナウイルスの影響により、県民フォーラム等の事業が中止になったため、パンフレットの配布はできませんでした。

全公連でも、「地図整備事業の推進」、「狭あい道路解消」に関する事業の推進について、研修会のテーマとして取り上げ、新たな情報を提供されており、当協会での取り組み方について引き続き検討をしました。

令和2年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和3年8月

公益社団法人 滋賀県公共嘱託登記土地家屋調査士協会